

報 告 事 項

令 和 7 年 3 月 定 例 会

令和7年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
1	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
2	岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	9
3	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	13
4	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	17
5	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	21
6	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎中央総合公園多目的広場改修工事（週休2日））	25
7	訴えの提起に関する専決処分について	29
8	訴えの提起に関する専決処分について	33
9	訴えの提起に関する専決処分について	37

令和7年報告第1号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月17日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年11月22日午後6時頃

(2) 場所

岡崎市祐金町一丁目地内

(3) 内容

会合へ出席するため移動中の公用自動車が、県道東大見岡崎線における渋滞を回避するため店舗駐車場に進入した際、車両左後部が当該駐車場に駐車していた相手方自動車の右前部に接触し、当該自動車の右前部バンパー等が損傷した。

2 損害賠償額

106,656円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金114,972円の、相手方に金106,656円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金106,656円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年報告第2号

岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決
処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和7年2月13日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年報告第3号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年12月24日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年10月18日午後4時40分頃

(2) 場所

岡崎市栄町五丁目地内

(3) 内容

職員が岡崎市根石保育園職員駐車場において草刈作業中、草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の右前部ドアガラス等が損傷した。

2 損害賠償額

370,560円

3 和解条項

(1) 岡崎市は、本件事故による相手方の修理費損害金370,560円を支払う義務を認め、相手方が指定する口座へ岡崎市から送金により支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

(2) 岡崎市と相手方は、(1)の金員の支払により、以後岡崎市相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和7年報告第4号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年9月12日午後6時35分頃

(2) 場所

岡崎市戸崎町字野畔地内

(3) 内容

相手方が市道南中学校北線を相手方所有の自動車以西進した際、道路脇に植樹されている街路樹の枝が落下して当該自動車に接触し、ボンネット、左前部ドアガラス等が損傷した。

2 損害賠償額

361,127円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金361,127円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金361,127円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年報告第5号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年1月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年12月5日午後2時30分頃

(2) 場所

岡崎市東阿知和町字宮前地内

(3) 内容

職員が市道岡崎環状線（1-1）の歩道において草刈作業中、草刈機で跳ね飛ばした石が信号待ちで停車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の左後部ドアガラスが損傷した。

2 損害賠償額

171,358円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金171,358円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金171,358円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年報告第6号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年2月6日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和6年9月13日議決「工事請負の契約について（岡崎中央総合公園多目的広場改修工事（週休2日）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「170,500,000円」を「170,772,800円」に改める。

令和7年報告第7号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和7年2月13日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方、明渡しを求める市営住宅等及び家賃等の滞納額

相手方	市営住宅等	家賃等の滞納額 (令和7年1月9日現在)
個人（入居者）	岩津住宅 市営住宅1室 駐車区画1区画	1,883,819円

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額及びその延滞金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、家賃等を滞納しており、所定の返還手続及び市営住宅等の明渡しをせずに、転居した。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規定する市営住宅等の明渡事由に該当する。

よって、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額、その延滞金及び明渡請求後の損害金の支払を求めるため訴えを提起する。

令和7年報告第8号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和7年2月13日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 管轄裁判所
名古屋地方裁判所岡崎支部
- 2 相手方及び家賃等の滞納額

相手方	元入居者が 居住していた 市営住宅等	家賃等の滞納額 (令和7年1月20日現在)
個人（元入居者）	ひばり荘 市営住宅1室 駐車区画1区画	103,620円

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

- 3 請求の趣旨
相手方に対し市営住宅等の家賃等の滞納額及びその延滞金の支払を求める。
- 4 請求の原因

相手方は、過去に岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、家賃等を滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

よって、市営住宅等の家賃等の滞納額及びその延滞金の支払を求めるため訴えを提起する。

令和7年報告第9号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和7年2月13日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 管轄裁判所
名古屋地方裁判所岡崎支部
- 2 相手方及び家賃等の滞納額

相手方	主たる債務者である元入居者が居住していた市営住宅等	家賃等の滞納額 (令和7年1月20日現在)
個人（主たる債務者である元入居者）	若松荘 市営住宅1室	154,467円
個人（連帯保証人）	駐車区画1区画	

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

- 3 請求の趣旨
相手方のうち、主たる債務者である元入居者に対しては、市営住宅等の家賃等の滞納額及びその延滞金の支払を、連帯保証人に対しては、市営住宅の家賃の滞納額及びその延滞金の支払をそれぞれ求める。
- 4 請求の原因

相手方のうち、主たる債務者である元入居者は、過去に岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方のうち、主たる債務者である元入居者は、家賃等を滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

そのため、相手方のうち連帯保証人に対して上記家賃の滞納額を支払うよう催告したが、支払われていない。

よって、相手方のうち、主たる債務者である元入居者に対しては、市営住宅等の家賃等の滞納額及びその延滞金の支払を求めるため、連帯保証人に対しては、市営住宅の家賃の滞納額及びその延滞金の支払を求めるため訴えを提起する。